

第4章

文化財の保存と活用に関する

将来像・基本的な方向

- ・本計画では、文化財の保存・活用による静岡市の将来像を、**静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承される**と定めた。
- ・以下の4つの方向性で取組むことで、将来像の実現を目指す。
 - 1 継承すべき静岡市の歴史文化を明らかにする 「知る」
 - 2 静岡市の歴史文化を適切に保存する 「守る」
 - 3 静岡市の歴史文化を地域総がかりで継承する 「活かす」
 - 4 静岡市の歴史文化を様々な主体が活用する 「皆で取り組む」

静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承される

【背景】

第1章～第3章で示したとおり、静岡市では、山・川・海の豊かな自然と共生して人々の暮らしが築かれてきた。更に街道、水運など、多様な人々の往来・交流を通して、駿河国の中心として社会が発展し文化が生まれ、多くの文化財が市内の各所で今日まで伝えられてきた。

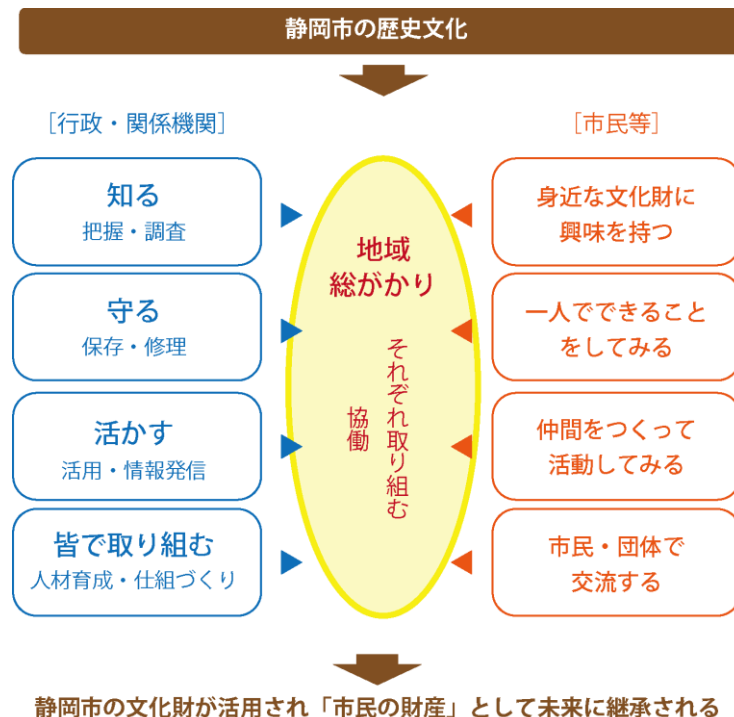
【あるべき姿】

本市の歴史文化を特徴付ける多様な文化財は、所有者や一部の関係者が所有しているもののほかにも、地域で継承されてきた文化財を含む。そしてそれらは、静岡市民全体の宝である。

静岡市の誇る歴史文化の結晶である文化財について、市民がその魅力に気づき、郷土愛を育み、地域で守り、様々な人々が学習の場や観光資源として磨きあげ、市民自らが内外にその情報を発信することで、市民の財産として将来にわたって継承されている姿が、本計画で目指すものである。

【取組】

文化財が地域の宝として未来の静岡市民に継承されるためには、行政や関係機関だけでなく、様々な団体や地域の人々が主体性をもって活動することが不可欠である。本計画では、行政・関係機関が4つの方向性で文化財の保存・活用に取り組むことに加え、市民等が身近な文化財に対して誇りを持ち、仲間をつくって多様な活動を進めていくことで、地域総がかりの保存・活用を実現する。



第5章

文化財の保存と活用に関する課題、方針、措置

・第4章の将来像を実現するため、取組の方向性を具体化した4つを取組方針で取り組むこととし、第3章で整理した6つの静岡市の「歴史文化の特徴」ごとに、保存・活用の取組を記載する。

[歴史文化の特徴ごとの保存・活用]

- 1 川がつくりだした静岡・清水平野に広がる豊かな暮らし
- 2 連綿と続く政治と文化の中心地
- 3 街道の往来と人々の交流
- 4 平野部と丘陵部で育まれた信仰と文化
- 5 オクシズに息づく伝統文化
- 6 海と共存する歴史文化

[共通する保存・活用のキーワード]

- I 知る
- II 守る
- III 活かす
- IV 皆で取り組む

・本章であげる課題と方針は、所有者、行政（静岡市）だけでなく、市民や専門機関の担う役割も含まれる。

I 保存活用の考え方

文化財保護法第1条では、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」としており、文化財保護の2つの側面として保存と活用を挙げている。

文化財の保存・活用は、相互に効果を与えあうことで、文化財の継承につながっていくもので、保存状況が良好でない文化財の活用は、修理などの保存措置が前提となり、保存と活用は表裏一体の関係にある。

保存に悪影響を及ぼす活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、担い手の輪を広げることで、文化財の次世代への継承が達成できる。

また、文化財の保存活用の好循環を作り出すことで、そこから生まれる社会的、経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存に還元する視点が求められている。

静岡市は、複数の市町が合併し現在の姿となっており、県内有数の指定文化財数を誇る。合併以前は、文化財の保存と活用に対する取組が旧市町単位で異なっており、指定文化財個別の保存活用にとどまりがちであった。

また、未指定の文化財の中には、市が把握する前に失われてしまったものも多くあることが想定される。

本計画では、旧市町の垣根を越え、現在の静岡市全域を包括した保存と活用の方針、取組を示すものである。将来にわたって静岡市らしさを失わないためにも、長い歴史の中で培われた歴史文化の特徴として第3章で整理した6項目を活かした取組に重点を置くこととしたい。

歴史文化の特徴

- 1 川がつくりだした静岡・清水平野に広がる豊かな暮らし
- 2 連綿と続く政治と文化の中心地
- 3 街道の往来と人々の交流
- 4 平野部と丘陵部で育まれた信仰と文化
- 5 オクシズに息づく伝統文化
- 6 海と共存する歴史文化

取組にあたっては、第4章で示した4つのキーワードを方針とする。
また、市民等に文化財の保存活用に携わってもらう土壌を作るための、4つのステップを整理した。

I 知る

静岡市では、これまでも行政が主体となり文化財の調査を行っており、大学等の専門機関との連携による調査も行っている。また、地元民間団体による調査も行われている。

地域で継承されてきた文化財の持つ価値を、次世代に継承していくために、これまでの取組を踏まえ、様々な機関による把握調査の継続と、連携による把握調査の実施を充実させる。また、未指定文化財のリストアップを継続して行う。

II 守る

指定や登録されている文化財については、これまでも保存や修理を実施してきたが、未実施のものもあり、未指定のものにはほとんど手を付けていないのが現状である。

今後は、指定や登録されている文化財については、制度に基づき保存や修理を継続する。

未指定文化財のうち、「静岡市の歴史文化の特徴」を象徴する文化財については、指定等の措置を検討し、静岡市らしさを未来に継承するための保存を図る。

身近にある未指定文化財については、市民等が自分事として守る気持ちを醸成する。行政がその保存方法を分かりやすく示す。

III 活かす

文化財を通して人々がつながり、交流するまちづくりを実現するために、多様な分野とのつながりを活かした文化財の活用・情報発信を行う必要がある。

すでに指定、登録されている文化財については、所有者や行政等が可能な範囲で展示や写真等の公開を行い、人々が文化財の魅力に触れる機会を提供する。

「静岡市の歴史文化の特徴」を象徴する文化財については、静岡市の魅力を対外的に伝えるための手段となるので、関連性を持たせて観光資源として活用する。

身近にある未指定文化財については、市民等が、計画期間内の6年間で、文化財の魅力を誰かに伝えたり、さらに進んで、仲間を増やして、魅力を発信したり、イベントを企画するような状況を目指す。そのためにも、行政側は市民等の取組を促進するためのガイドの作成などを行う。

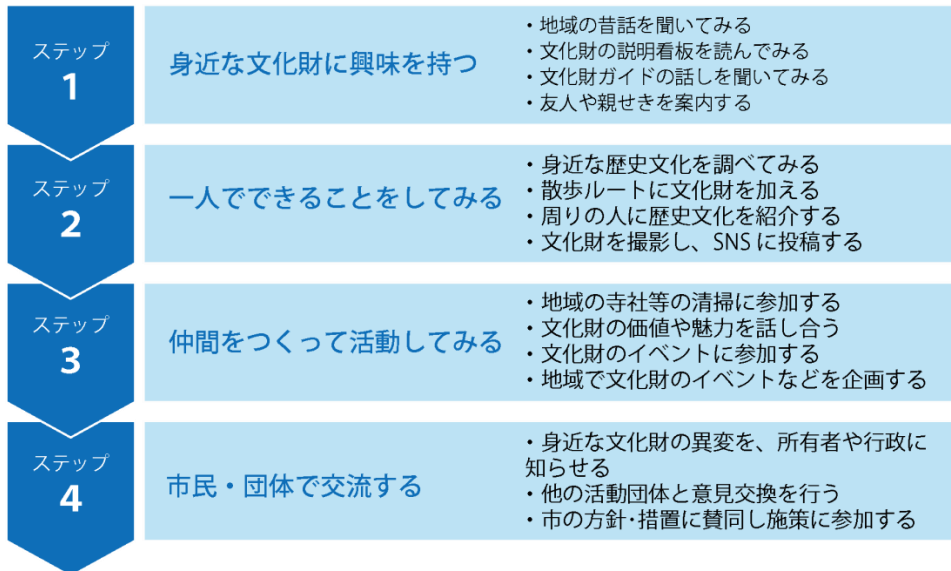
IV 皆で取り組む

歴史文化の特徴に位置付けられた文化財を将来にわたって継承するとともに、効果的な活用を図るためには所有者や行政だけでなく、市民等の力が不可欠である。地域総がかりで文化財の保存・活用を推進するため、官民における文化財の担い手の育成を図る。

行政は、一連の調査で得られた知見を市民に還元するためにも、市民が、文化財を身近なものと感じ、理解を深める機会を提供する。

☆ 静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承されるための市民等の動き

市民等は、一人一人が、地域で共有する財産として文化財に興味・関心を持ち、関わり、仲間をつくって活動するなど、担い手として、保存・活用の取組を進めていく。



本章では、“共通する保存と活用”及び“歴史文化の特徴ごとの保存と活用”に整理して、以下に保存と活用の取組みを整理する。

2 静岡市の文化財に共通する保存と活用

6つの静岡市の歴史文化の特徴に共通する保存と活用について、4つの取組方針ごとに以下に整理する。

I 把握・調査

(1) 課題

- ① 市内には、調査の手が届いていない文化財があり、多主体が継続的に調査を実施する必要がある。
- ② 民間等で行った調査により評価が定まっているものの、具体的な保護措置に至っていないものがある。
- ③ 身近にある文化財を知らないため、文化財が朽ち続けていく若しくは滅失する可能性がある。
- ④ 把握した情報を一定の基準で管理できていない文化財がある。

(2) 方針

- ① 未調査の「文化財」の把握調査を実施、歴史的価値の高い「文化財」の詳細調査を実施
⇒措置1～3
- ② 静岡市内で行われた調査成果の収集⇒措置4
- ③ 現在の環境下で保存が難しくなった文化財の収集⇒措置5
- ④ 歴史文化の特徴をデータベース化、運用⇒措置6

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体				実施時期			
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期	後期
1	文化財サポーター等と連携した文化財の把握調査	I		新規	◎	☆	○	○		→		
2	「文化財」の調査・記録	I		継続	◎	◎	◎	◎	→			
3	埋蔵文化財の調査・記録	I		継続	◎		○	◎	→			
4	民間で行った調査成果の収集	I	★	新規	◎		○	○	→			
5	文化財の収集	I		継続	◎	◎	◎	◎	→			
6	「歴史文化遺産」リスト、データベースの作成	I	★	新規	◎	◎	◎	○			→	

[取組方針] I 把握調査、研究、評価 II 保存・修理 III 活用・情報発信 IV 人材育成

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力（専門機関とは、博物館や大学等の研究機関のこと）

[実施時期] 実線矢印：新規事業（今後継続していくか適宜判断する） 点線矢印：継続事業（恒常的な取組）

- ・なお、文化財の把握・調査を推進するためには、市民等の取り組みが重要である。「知る」のキーワードをもとに、地域の昔ばなしを聞いてみる。文化財説明看板を読んでみる、文化財ガイドの話聞いてみる、身近な文化財を調べてみるなどして、地域総がかりで文化財を把握・調査していくことが重要である。

（詳しくはP133 ☆ 静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承されるための市民等の動き）を参照

Ⅱ 保存・修理

(1) 課題

- ① 調査済みの文化財で具体的な保護措置に至っていないものがある。
- ② 保存修理、整備途上の文化財がある。
- ③ 保存修理、整備途上の民間所有文化財がある。
- ④ 文化財の保存修理のための資金不足が生じている。
- ⑤ 文化財の保存修理には、修理する職人の存在、原材料の確保が欠かせないが、いずれも不足しており、課題となっている。
- ⑥ 指定等文化財の中には、文化財の保存状況や所有者による管理の状況を十分に把握できていないものがある。
- ⑦ 災害に備えた連絡体制の構築が不十分である。
- ⑧ 文化財の防災、防犯対策や災害時の対応等について、文化財所有者及び関係者の知識が不足しがち。
- ⑨ 過去の整備事業や修理事業で設置した説明看板や設備の中には、経年劣化が進んでいるものがある。

(2) 方針

- ① 本市の歴史文化の理解に欠かせない文化財の具体的な保護措置の検討 ⇒措置 7
- ② 歴史文化の特徴に基づく計画的な修理整備の促進 ⇒措置 8
- ③ 民間所有者に対する技術的な助言の実施 ⇒措置 9
- ④ 多様な資金調達の方法を民間所有者と共有 ⇒措置 10、11
- ⑤ 静岡市でできる職人の育成や、原材料の確保の方法を検討する ⇒措置 12
- ⑥ 文化財の現状及び管理の状況を的確に把握する体制を整える ⇒措置 13
- ⑦ 平時から発災時における所有者、関係機関との連絡体制を構築する ⇒措置 14～16
- ⑧ 文化財所有者の文化財防災、防犯意識の向上を図るとともに、発災時の対応について所有者及び関係者と共通認識を持つ ⇒措置 17～19

⑨ 設置した工作物については、定期的に状況を確認し、必要に応じた措置を行う。 ⇒措

置 20

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体				実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期
7	文化財保護審議会における保護措置の検討	Ⅱ		継続	☆	☆	○	◎	点線矢印	点線矢印	点線矢印
8	計画的な文化財保存修理事業の実施	Ⅱ	★	継続	☆	○	○	◎	点線矢印	点線矢印	点線矢印
9	保存修理事業の事業化支援	Ⅱ	★	継続	◎	○	◎	○	点線矢印	点線矢印	点線矢印
10	補助金交付による保存修理事業の実施	Ⅱ	★	継続	☆	◎	○	◎	点線矢印	点線矢印	点線矢印
11	民間助成（クラウドファンディング等）の積極的利用の推進	Ⅱ		新規	☆	◎	○	☆	実線矢印	実線矢印	実線矢印
12	オクシズ漆の里協議会の開催	Ⅱ		継続	◎	◎	◎	☆	点線矢印	点線矢印	点線矢印
13	定期的な文化財パトロール実施等による現状把握	Ⅱ		新規	◎	○	○	○	点線矢印	点線矢印	点線矢印
14	名簿の作成等、災害に備えた連絡体制の確立	Ⅱ		継続	☆	◎	○	◎	点線矢印	点線矢印	点線矢印
15	消防局との文化財所在情報の共有	Ⅱ		新規	☆	○	○	◎	実線矢印	実線矢印	実線矢印
16	県文化財レスキュー、史料ネット等の防災関係団体との連携構築	Ⅱ		新規	☆	○	○	◎	実線矢印	実線矢印	実線矢印
17	文化財防災マニュアル作成の検討	Ⅱ		新規	◎	○	○	◎	実線矢印	実線矢印	実線矢印
18	文化財防火デーにおける訓練の実施	Ⅱ		継続	☆	◎	○	◎	点線矢印	点線矢印	点線矢印
19	ハザードマップに照らした指定等文化財情報の共有	Ⅱ		新規	☆	◎	○	◎	実線矢印	実線矢印	実線矢印
20	文化財説明看板等の更新	Ⅱ		継続	☆	☆	○	◎	点線矢印	点線矢印	点線矢印

[取組方針] Ⅰ把握・調査、Ⅱ保存・修理 Ⅲ活用・情報発信 Ⅳ人材育成

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業（今後継続していくか適宜判断する） 点線矢印：継続事業（恒常的な取組）

・なお、文化財の保存を推進するためには、市民等の取り組みが重要である。「守る」のキーワードをもとに、地域の寺社等の清掃に参加する。散歩ルートに文化財を加えるなどして、身近な文化財に異変がないか地域総がかりで見守り続けることが重要である。

（詳しくはP133 ☆ 静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承されるための市民等の動き）を参照

Ⅲ 活用・情報発信

(1) 課題

- ① 文化財を活用、情報発信するための活動拠点となる施設では常設展示のほか企画展示などを行っているが、各館の来訪者は市民の一部に留まる
- ② 静岡市の歴史文化の特徴である文化財の情報が市民に十分に知られていない
- ③ 文化財の特別公開等を開催しており、参加者からは一層の充実が求められている。
- ④ 市の歴史文化の特徴の魅力が観光等に活かしきれていない
- ⑤ 文化財の活用が個別の文化財にとどまり、市の歴史文化の特徴の魅力が観光に活かしきれていない

(2) 方針

- ① 各施設で情報発信力を強化し、普段各施設に訪れることの少ない市民の来館を促す。
⇒措置 34
- ② 歴史文化の特徴を複数主体が発信する ⇒措置 35
- ③ 所有者を主体とした文化財の特別公開等の一層の推進と支援 ⇒措置 36
- ④ 様々なコンテンツを利用した情報発信を行う ⇒措置 37～40
- ⑤ 個別文化財の観光活用の促進を図るとともに、歴史文化の特徴を磨き上げ、観光活用を推進する ⇒措置 41、42

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体					実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期	後期
34	関係施設が協働した歴史文化資源の情報発信	Ⅲ		継続	☆	◎	◎	◎		----->		
35	民間企業や観光団体、商工会議所等連携し、歴史文化の魅力を発信する。	Ⅲ	★	新規	◎	○	◎	◎		----->		
36	文化財特別公開開催支援	Ⅲ		継続	☆	◎	○	○		----->		
37	文化財一覧の作成とHPでの写真等公開	Ⅲ		継続	☆	☆	○	◎		----->		
38	文化財展及び現地説明会の開催	Ⅲ		継続	☆	☆	○	◎		----->		

39	庁内連携の促進【再掲】	Ⅲ		継続	○	○	○	◎	
40	官公庁の交付する最新の補助金等を利用して文化財を活用する。	Ⅲ	★	新規	☆	◎	☆	◎	
41	市所有文化財（特に登録有形文化財）の活用事業	Ⅲ	★	継続	☆	◎	☆	◎	
42	歴史上の人物の顕彰、発信	Ⅲ		新規	☆	○	◎	○	

[取組方針] Ⅰ把握・調査 Ⅱ保存・修理 Ⅲ活用・情報発信 Ⅳ人材育成

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業（今後継続していくか適宜判断する） 点線矢印：継続事業（恒常的な取組）

- ・なお、文化財の保存活用を推進するためには、市民等の取り組みが重要である。「活かす」のキーワードをもとに、文化財のイベントに参加する、文化財の価値や魅力を発信する、仲間を作って活動してみることで「市民の財産」として未来に継承していく。

（詳しくはP133 ☆ 静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承されるための市民等の動き）を参照

Ⅳ 人材育成

(1) 課題

- ① 文化財サポーターの制度はあるが、登録した人材を活かしきれていない。
- ② 無形文化財、民俗文化財、文化財の保存技術の担い手の高齢化による後継者不足の進行
- ③ 社会教育の場で地域の文化財を活かす取組を行っているが、連携が限定的である。
- ④ 静岡市における文化財保護行政を推進する体制が十分でない
- ⑤ 地域で活動する団体同士、行政と団体との情報共有が不十分
- ⑥ 市民が文化財を身近に感じていない

(2) 方針

- ① 静岡市文化財サポーター制度に登録している市民と、今後の活動について議論をする機会を創出する。 ⇒措置 21、22
- ② 取組団体の活動を支援するとともに、新たな担い手の育成を支援する。 ⇒措置 23～26
- ③ 小中学校や社会教育の場での文化財の活用の一層の推進、高校や大学との連携の強化
⇒措置 27～30
- ④ 文化財保護行政の推進力の強化及び市内連携の推進 ⇒措置 31
- ⑤ 行政、団体同士の連携を強化し、取組団体の活動を支援するとともに、活動の活性化を図る。 ⇒措置 32
- ⑥ 市民が文化財を身近に感じるための仕組み作りを行う。 ⇒措置 33

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体				実施時期			
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期	後期
21	文化財サポーターの育成と活用	Ⅲ	★	継続	◎	○	○	○	○	●	●	▶
22	文化財サポーター会議の開催	Ⅲ	★	継続	◎	○	○	○	○	●	●	▶
23	オクシズ漆の里協議会の開催【再掲】	Ⅲ		継続	◎	◎	◎	☆	○	●	●	▶
24	無形民俗文化財伝承事業	Ⅲ		継続	☆	◎	☆	○	○	●	●	▶
25	大神楽祭の開催	Ⅲ		継続	◎	◎	◎	○	○	●	●	▶
26	伝統工芸技術アーカイブ事業	Ⅲ		継続	◎	○	☆	◎	○	●	●	▶
27	文化財、歴史出前講座の実施	Ⅲ		継続	☆	☆	○	◎	○	●	●	▶
28	静岡型小中一貫教育（しずおか学）との連携	Ⅲ		新規	☆	☆	◎	◎				▶
29	大学等と連携した文化財調査事業	Ⅲ		継続	☆	☆	◎	◎	○	●	●	▶
30	インターンシップ、職場体験等の受入れ	Ⅲ		継続	☆	☆	○	◎	○	●	●	▶
31	市内連携の促進	Ⅲ		継続	☆	☆	○	◎	○	●	●	▶
32	団体名簿の作成と共有などの連絡体制の確立	Ⅲ		継続	◎	○	○	◎	○			▶
33	市民が文化財に親しむための周知のガイドマップの作成	Ⅲ	★	新規	◎	◎	◎	◎	○			▶

[取組方針] Ⅰ把握・調査 Ⅱ保存・修理 Ⅲ活用・情報発信 Ⅳ人材育成

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業（今後継続していくか適宜判断する） 点線矢印：継続事業（恒常的な取組）

- ・なお、文化財の保存活用を推進するためには、市民等の取り組みが重要である。「皆で取り組む」のキーワードをもとに、周りの人に身近な文化財を紹介したり、文化財の価値や魅力を話し合ったり、仲間を作って活動してみることが重要である。

（詳しくはP133 ☆ 静岡市の文化財が活用され「市民の財産」として未来に継承されるための市民等の動き）を参照

文化財の保存活用の主な方法

	保存	活用
有形文化財 (建造物)	一定周期で修理が必要。 伝統技術による修理が原則で、経験豊かな職人が必要。	・広く公開するとともに、拝観料徴取や寄付金を募るなどし修理の財源とする。 ・公開が劣化や損傷の原因になることがあり、文化庁の指針に基づき適切な公開
有形文化財 (美術工芸品)	定期的な修理と保管環境の整備が必要。	
有形民俗文化財	失われつつあるものを残すための整理と保管環境の整備が必要。	失われたもしくは失われつつある生活様式を伝えるために広く公開する。
無形民俗文化財	地域コミュニティにより継承され、自主性を失わないことが必要。	継承者の自主性を尊重し公開する。 信仰や日常生活に留意し、観光等の活用には検討が必要。
記念物 (史跡・名勝・天然記念物)	種類や性質に応じた適切な手法により、保存管理が必要。	整備を行うなどし、広く公開する。 (仮想体験 (VR・AR) やユニークベニューも有効)
埋蔵文化財	開発にともなう緊急発掘や、範囲内容確認調査を行い価値づけることが必要。	広く公開する。 (現地説明会や講演会、展示、パンフレットなどで普及啓発を実施。)

3 歴史文化の特徴ごとの保存と活用

6つの静岡市の歴史文化の特徴ごとに、それぞれの歴史文化を活かし、未来へ継承していくための保存・活用について、以下に整理する。

歴史文化の特徴Ⅰ 川が作り出した静岡・清水平野に広がる豊かな暮らし

(1) 課題

- ① 個別の発掘調査成果を総合的にまとめることができていない。
- ② 史跡整備地内で整備した復元建物等が経年劣化している。
- ③ 劣化している登呂遺跡及び市内遺跡出土の考古資料がある。
- ④ 出土遺物等の歴史的な価値づけと市民への情報発信が十分にできていない。
- ⑤ 登呂博物館のボランティアは館運営の補助的役割にとどまっており、自主的な活動を促す仕組みづくりやコーディネートができていない。
- ⑥ 登呂博物館をはじめ文化財を活用、情報発信するための施設で企画展示を行っているが、来場者は一部の市民にとどまる。

(2) 方針

- ① 歴史文化の特徴を意識した発掘調査成果の検証の実施 ⇒措置 43
- ② 史跡の計画的な整備の推進 ⇒措置 44
- ③ 考古資料の計画的な修理の推進 ⇒措置 45、46
- ④ 歴史文化の特徴を価値づけて関連施設や現場で発信する。⇒措置 47、48
- ⑤ ボランティア主体の博物館活動ビジョンを示す（教育普及事業の実施、研究活動等） ⇒措置 49
- ⑥ 各施設で情報発信力を強化し、普段各施設、登呂遺跡・登呂博物館に訪れることのない市民の来場を促す。⇒措置 50～52

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体				実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期
43	発掘調査の実施と報告書の刊行（平野部の遺跡）	I		継続		☆	○	◎		点線矢印	実線矢印
44	特別史跡登呂遺跡の維持管理と計画的な整備の検討	II	★	継続	☆		○	◎		点線矢印	実線矢印
45	重要文化財登呂遺跡出土品附土器片（775点）の修理	II	★	継続			○	◎		点線矢印	実線矢印
46	市内遺跡出土遺物保存処理事業	II		継続			○	◎		点線矢印	実線矢印
47	登呂博物館、埋蔵文化財センターにおける埋蔵文化財の展示	IV	★	継続	☆		○	◎		点線矢印	実線矢印
48	大学、関連遺跡と連携した東アジア稲作文化の研究・紹介	I		新規	☆	☆	◎	◎		実線矢印	実線矢印
49	登呂博物館ボランティア自主活動推進事業	III		継続	◎		○	◎		点線矢印	実線矢印
50	登呂遺跡・登呂博物館への小中学生の受け入れ	III		継続	◎			◎		点線矢印	実線矢印
51	特別史跡登呂遺跡においてイベント、講座を開催	IV		継続	◎		○	◎		点線矢印	実線矢印
52	登呂博物館常設展示室の展示内容の更新・改修工事の検討	IV		新規			☆	◎		実線矢印	実線矢印

[取組方針] I 把握・調査 II 保存・修理 III 人材育成 IV 活用・情報発信

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業（今後継続していくか適宜判断する） 点線矢印：継続事業（恒常的な取組）

歴史文化の特徴2 連綿と続く政治と文化の中心地

(1) 課題

- ① 政治文化の中心を物語る文化財の調査成果の検証が不十分
- ② 既に整備等を実施した賤機山古墳や駿府城跡で、修理・再整備が必要
- ③ 民間所有文化財の保存修理、整備実施に対する支援が必要
- ④ 歴史博物館の既存発信事業に対する各文化財の連携強化が必要。
- ⑤ 駿府城エリア周辺の各文化財で実施している活用について面での連携ができていない。

(2) 方針

- ①-1 歴史文化の特徴に係る発掘調査成果と文献調査成果の総合的な検証 ⇒措置 53、54
- ①-2 寺社の造営に関わる資料調査の優先的な実施 ⇒措置 55
- ② 計画的な修復・再整備 ⇒措置 56、57
- ③ 民間所有者に対する支援の実施 ⇒措置 58～61
- ④ 歴史博物館での発信事業を念頭に各文化財活用の計画を検討・調整する ⇒措置 62
- ⑤ 個別文化財を連携させて観光活用し、市内外に向けて情報発信を図る ⇒措置 63～68

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体				実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期
53	駿府城跡・駿府城内遺跡等の発掘調査成果と古文書調査成果の検証	I		継続	☆	◎	◎	◎	→	→	→
54	駿府城跡天守台発掘調査事業	II	★	継続	☆		☆	◎	→	→	→
55	歴史文化の特徴を示す美術工芸品等の調査実施	I		継続	☆	◎	◎	◎	→	→	→
56	賤機山古墳保存修理事業	II		新規			○	◎	→	→	→
57	駿府城跡天守台野外展示事業	III	★	継続	☆		○	◎	→	→	→
58	静岡浅間神社社殿群の保存修理事業	II	★	継続	☆	◎	☆	○	→	→	→

59	静岡浅間神社殿群の防災設備の更新	Ⅱ	★	新規	☆	◎	☆	○	
60	静岡浅間神社殿群の活用	Ⅳ	★	継続	☆	◎	☆	○	
61	臨濟寺庭園等の保存修理事業	Ⅱ		継続	☆	◎	☆	○	
62	各文化財と静岡市歴史博物館との連携	Ⅳ	★	継続	☆	◎	☆	◎	
63	駿府城エリアでの観光交流の推進 (しずれきガイドツアー、駿府ウェイブ等)	Ⅳ		継続	☆	◎		◎	
64	駿府城跡天守台見える化事業	Ⅳ		継続	☆		☆	◎	
65	家康手植えの蜜柑管理活用事業	Ⅳ		継続	○		○	◎	
66	駿府九十六ヶ町町名碑関係事業	Ⅳ		継続	◎			○	
67	登録有形文化財静岡市役所本館見学	Ⅳ		継続				◎	
68	静岡市ウォーキングコースマップ	Ⅳ		継続	☆	☆		◎	

[取組方針] Ⅰ把握・調査 Ⅱ保存・修理 Ⅲ人材育成 Ⅳ活用・情報発信

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業（今後継続していくか適宜判断する） 点線矢印：継続事業（恒常的な取組）

(1) 課題

- ① 既の実施している街道に関する調査の集約と整理ができていない。
- ② 史跡小島陣屋跡等、保存整備の計画が長期化している文化財がある。
- ③ 民間所有文化財の保存修理、整備実施に対する支援が必要。
- ④ 街道や宿場の歴史文化に対する保護・活用の取組を行っている地域団体への支援が必要。
- ⑤ 街道や宿場を構成する景観等の文化財存続の支援が必要。
- ⑥ 市内の街道に関する総合的なストーリーを構築し、周辺文化財を関連付ける必要がある。

(2) 方針

- ① 歴史文化の特徴に係る文献調査成果等の総合的な検証 ⇒措置 69
- ② 計画的な整備を推進し、広く公開する。 ⇒措置 70、71
- ③ 民間所有者に対する支援の実施 ⇒措置 72
- ④ 地域の取組に対する支援の推進 ⇒措置 73
- ⑤ 景観等の文化財存続の支援策の検討 ⇒措置 74
- ⑥ 関係機関と、街道に関する総合的なストーリー構築のための検討を行う。
⇒措置 75～80

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体					実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期	後期
69	街道に関連する文化財の調査成果の検証	I		継続	☆	◎	☆	◎		点線矢印	点線矢印	点線矢印
70	史跡小島陣屋保存整備事業	II	★	継続			○	◎		点線矢印	点線矢印	点線矢印
71	史跡小島陣屋跡の活用	IV		継続	◎		○	◎		点線矢印	点線矢印	点線矢印
72	名勝清見寺庭園等の保存修理事業	II		新規		◎	○	○		実線矢印	実線矢印	実線矢印
73	民間の取組に対する支援 (蒲原宿場まつり補助金、かんばら御殿山さくらまつり補助金、由比街道まつりの開催支援、かんばらまつりの開催支援、丸子宿場まつりの開催支援)	IV		継続	◎	◎		○		点線矢印	点線矢印	点線矢印
74	重点地区内景観形成行為助成金制度	IV		継続	◎	◎		○		点線矢印	点線矢印	点線矢印
75	既存補助制度(デジタル田園都市構想交付金、歴史的観光資源高質化支援事業等)の適用検討	II		新規	○	○		◎			点線矢印	点線矢印
76	蒲原地区を保存活用区域のモデル地区に設定し地域の取組支援	IV	★	新規	◎	◎	◎	◎		実線矢印	実線矢印	実線矢印
77	日本遺産魅力発信事業の推進	IV		継続	☆	○	○	◎		点線矢印	点線矢印	点線矢印
78	東海道歴史街道まち歩き推進事業(蒲原宿情報発信)	IV		継続	☆	◎	◎	◎		点線矢印	点線矢印	点線矢印
79	道の駅整備事業トライアルパーク蒲原	IV		継続	◎			◎		点線矢印	点線矢印	点線矢印
80	ウォーキングイベントの実施(やじきたウォーク、さった峠ハイキング、ふるさとマップの作成)	IV		継続	☆	☆		◎		点線矢印	点線矢印	点線矢印

[取組方針] I 把握・調査 II 保存・修理 III 人材育成 IV 活用・情報発信

[実施時期] 短期: R7-8年度 中期: R9-10年度 長期: R11-12年度

[取組主体] ◎ 中心的役割 ○ 協働 ☆ 連携・協力

[実施時期] 実線矢印: 新規事業(今後継続していくか適宜判断する) 点線矢印: 継続事業(恒常的な取組)

歴史文化の特徴4 平野部と丘陵部で育まれた信仰と文化

(1) 課題

- ① 信仰と文化に関する文化財の詳細調査ができていない
- ② 史跡片山廃寺跡（駿河国分寺跡）で暫定整備ができていない部分がある。
- ③ 民間所有文化財の保存修理、整備実施に対する支援が必要。
- ④ 久能山と日本平の活用面の連携はできているが、特徴4に示した各文化財を関連付けた面での活用ができていない。

(2) 方針

- ① 信仰と文化に関する文化財の価値の調査・把握 ⇒措置 81、82
- ② 計画的な暫定整備の実施、公開の推進 ⇒措置 83
- ③ 民間所有者に対する支援の実施 ⇒措置 84～89
- ④ 特徴4を示す文化財を磨き上げ、個別文化財を連携させた観光活用を推進する。
⇒措置 90～94

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体					実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期	後期
81	寺社に伝わる文化財のうち歴史文化を象徴する美術工芸品等の調査（鉄舟禅寺・建穂寺など）	I		継続	○	◎	○	◎		■	■	■
82	文化財としての価値づけを行うための寺社等の建造物調査	I		継続	○	◎	○	◎		■	■	■
83	史跡片山廃寺跡の暫定整備及び維持管理	II	★	継続	○			◎	◎	■	■	■
84	史跡片山廃寺跡の公開（出前講座等）	IV		継続	☆				◎	■	■	■
85	史跡久能山保存修理事業	II	★	継続	☆	◎	◎	○		■	■	■
86	久能山東照宮所蔵美術工芸品保存修理事業	II		継続	☆	◎	◎	○		■	■	■
87	霊山寺金剛力士立像保存修理事業	II		継続	☆	◎	◎	○		■		

88	靈山寺本堂保存修理事業	Ⅱ		新規	☆	◎	◎	○	
89	民間所有の美術工芸品の保存に関する支援の検討	Ⅱ		新規		◎	☆	◎	
90	名勝日本平保存活用計画作成	Ⅱ Ⅳ	★	継続	☆	○	◎	◎	
91	静岡市観光基本計画との連携	Ⅳ	★	新規	☆	○	◎	◎	
92	久能山東照宮社殿群の活用	Ⅳ	★	継続	☆	◎	○	☆	
93	しずおか遺産の構成資産の活用の推進	Ⅳ		新規	☆	○	☆	◎	
94	ウォーキングイベントの実施（日本平ウォーク）	Ⅳ		継続	☆	◎		○	

[取組方針] Ⅰ把握・調査 Ⅱ保存・修理 Ⅲ人材育成 Ⅳ活用・情報発信

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業（今後継続していくか適宜判断する） 点線矢印：継続事業（恒常的な取組）

(1) 課題

- ① 民俗文化財の後継者が減少している。
- ② 静岡県中部地方の神楽をはじめとする民俗文化財の伝承状況を把握しきれていない。
- ③ 茶畑やわさび田など、静岡の歴史文化を感じることのできる景観の維持が難しくなっている。
- ④ 民俗文化財や無形文化財の継承の取組が、地域全体で行われていない。
- ⑤ 民俗文化財の魅力が広く市民に伝わっていない。

(2) 方針

- ① 取組団体の活動を支援するとともに、新たな担い手の育成を支援する。
⇒措置 95～99
- ② 民俗文化財の伝承状況の調査と記録を行う。 ⇒措置 100、101
- ③ 文化的景観調査の実施と保護の検討 ⇒措置 102、103
- ④ 民俗文化財と地域コミュニティをつなげる支援を行う。 ⇒措置 104
- ⑤ 民俗文化財をその価値とともに、広く市民にアピールするための場所や機会を提供する。 ⇒措置 105～107

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体				実施時期			
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期	後期
95	無形民俗文化財保存伝承事業	Ⅲ		継続	☆	◎	☆	○	●	●	●	→
96	大神楽祭の実施	Ⅲ		継続	◎	◎	◎	○	●	●	●	→
97	伝統工芸技術アーカイブ事業	Ⅲ		継続	◎	○	☆	◎	●	●	●	→
98	茶手採保存事業補助金	Ⅲ		継続	◎	○	☆	◎	●	●	●	→
99	オクシズ漆の里協議会の開催【再掲】	Ⅲ		継続	◎	◎	◎	☆	●	●	●	→
100	民俗文化財の調査	Ⅰ		継続	☆	○	◎	◎	●	●	●	→
101	静岡県中部地方の神楽行事調査実施の検討	Ⅰ	★	新規	◎	○	○	◎				→
102	文化的景観等の調査・保護の検討	Ⅰ		新規	◎	○	○	○				→
103	カモンカ防護柵設置業務	Ⅰ		継続		○		◎	●	●	●	→
104	葵区魅力づくり事業	Ⅳ		継続	○			◎	●	●	●	→
105	大神楽祭の実施【再掲】	Ⅳ		継続	◎	◎	◎	◎	●	●	●	→
106	聖一国師顕彰事業	Ⅳ		継続	☆	◎	◎	☆	●	●	●	→
107	南アルプスエコパークミュージアムの展示を通じた活用推進	Ⅳ		新規	◎	○	◎	☆	→			

[取組方針] Ⅰ把握・調査 Ⅱ保存・修理 Ⅲ人材育成 Ⅳ活用・情報発信

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業 点線矢印：継続事業

歴史文化の特徴6 海と共存する歴史文化

(1) 課題

- ① 海と共存する歴史文化を構成する文化財の価値づけができていない。
- ② 三保松原の継続した保全対策が必要。
- ③ 三保松原の保全活用の担い手が高齢化等により不足しているとともに、取組団体同士、行政と団体の情報共有が不十分である。
- ④ 海と共存する歴史文化の総合的なストーリーの構築を行う必要がある。

(2) 方針

- ① 特徴6で示す文化財の調査成果の集約と再検討 ⇒措置108、109
- ② 計画的な保全対策の推進 ⇒措置110
- ③ 団体同士の連携を強化し、取組団体の活動を支援するとともに、活動の活性化を図る。
⇒措置111
- ④ 特徴6を示す文化財を磨き上げ（価値付け、活用）、その成果をつないだストーリーを構築する。
⇒措置112～115

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体				実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期
108	埋蔵文化財の調査成果の集約	I		継続	☆	☆	○	◎	■	■	■
109	特徴6を示す資料の調査（古文書等）	I		継続	☆	☆	◎	◎	■	■	■
110	三保松原の保全事業	II	★	継続	○	◎	○	◎	■	■	■
111	三保松原に関するボランティア支援と活用	III		継続	◎	○	○	○	■	■	■

112	静岡市三保松原文化創造センターの活用	IV	★	継続	◎	☆	◎	◎	点線矢印
113	プロジェクトチームによるストーリー構築の検討	I IV	★	新規				◎	実線矢印
114	旧マッケンジー住宅の活用	IV	★	新規	☆		◎	○	点線矢印
115	清水みなと祭りの実施	IV		継続	◎			○	点線矢印

[取組方針] I 把握・調査 II 保存・修理 III 人材育成 IV 活用・情報発信

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業 点線矢印：継続事業

第6章

総合的な文化財の保存・活用の取組

- ・文化財が集積し、積極的な取組が行われている区域を「文化財保存活用区域」として設定し、区域として一体的かつ総合的に保存・活用に取り組む。
- ・本計画では、以下の区域を文化財保存活用区域として設定した。

かんばら
蒲原地区

- ・なお、本章で設定する区域は先導的に取り組むもので、今後、市域における保存・活用が進み、また、地域の機運が高まりにあわせて、新たな区域の設定を検討する。

Ⅰ 文化財保存活用区域の考え方と目的

文化財保存活用区域とは、多様な文化財が集積し、これまでも文化財に関連する積極的な取組が行われてきた区域のことである。

文化財をその周辺環境も含めて面的に保存・活用を行うことで、魅力的な空間の創出を目指す。

静岡市が設定する文化財保存活用区域は、市内でも文化財に対する関心が特に高く、それを活かそうとする動きがある地域という観点から蒲原地域を区域に設定した。

区域の名称	設定基準	歴史文化の特徴
蒲原地域	市内でも文化財に対する関心が高い区域	3 街道の往来と人々の交流 6 海と共存する歴史文化

文化財保存活用区域 蒲原地域

(1) 概要

蒲原宿は、東海道 15 番目の宿場町として発展した。現在も街道の町並みが残っている。現状地区内には旧五十嵐齒科医院（国登録）、旧和泉屋（お休み処）（国登録）、志田家住宅主屋（国登録）、渡邊家土蔵（市）、旧岩邊家住宅（国登録）などの歴史的建造物が所在し、それぞれ所有者や地域団体による活用も行われている。これまで、小学生を対象としたことも案内人養成講座など、地域の小中学校とも連携して地域の歴史文化を活かした取組が行われてきている。

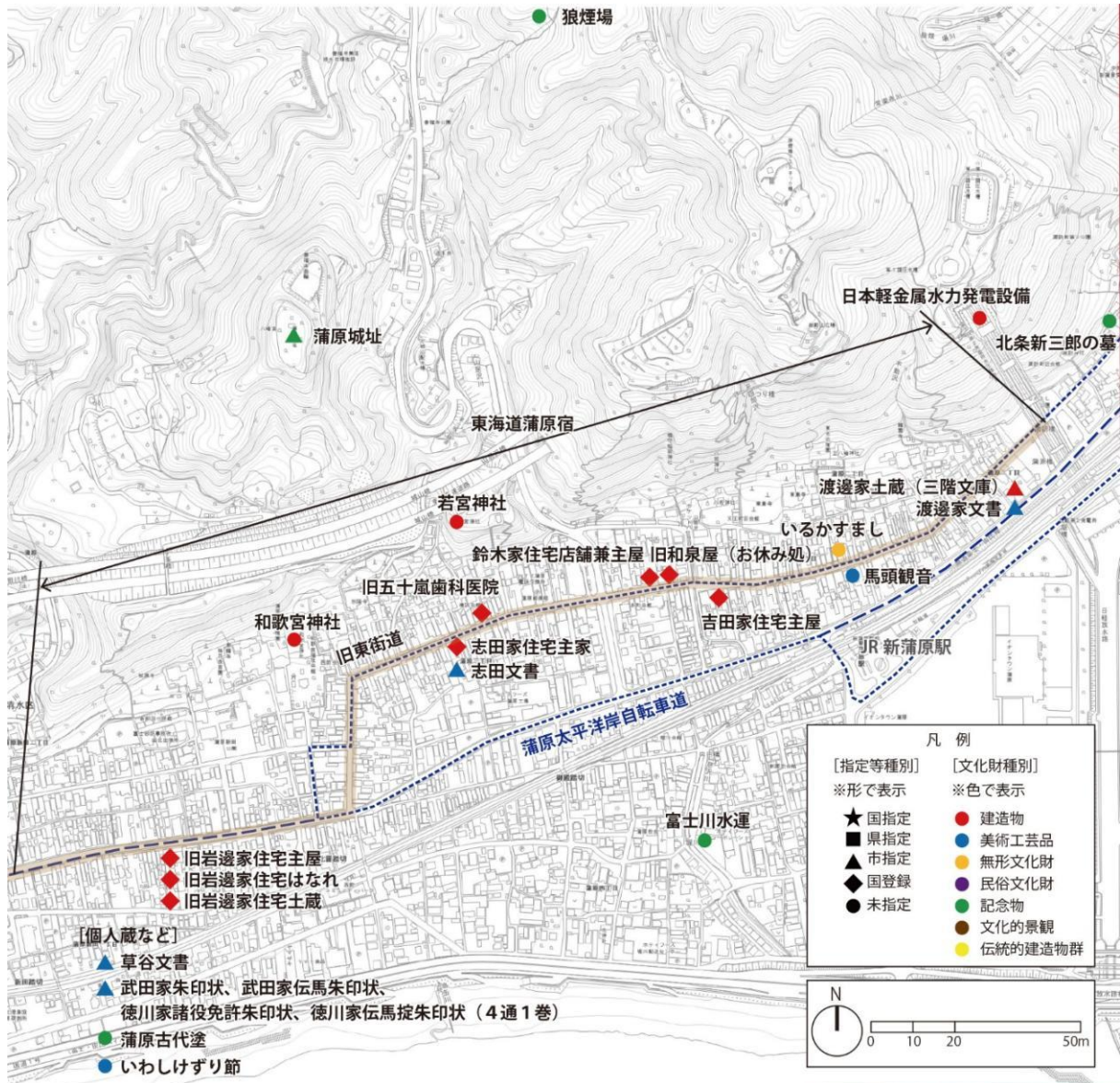
この地域では、文化財の指定、未指定に関わらず、地域住民がおもしろいと思うものを評価し、保存活用する機運が高いことが特徴である。

(2) 地区内の主な文化財

文化財の名称	種別等	概要
渡邊家土蔵（三階文庫）	市 （建造物）	天保9年(1838)上棟の木造3階建ての土蔵。
草谷文書 志田文書	市 美術工芸品 （書跡・典籍・古文書）	志田家に伝わる武田氏の領国経営の様子が分かる古文書と、伝馬についての詳細な規定を記した朱印状など。
武田家朱印状、武田家伝馬朱印状、徳川家諸役免許朱印状、徳川家伝馬掟朱印状（4通1巻）	市 美術工芸品 （書跡・典籍・古文書）	元龜3年（1570）武田氏の家臣の山県三郎兵衛昌景が庵原郡地区を領して、江尻城代となった際に蒲原衆に与えた武田信玄の朱印状など。
渡邊家文書	市 美術工芸品 （書跡・典籍・古文書）	3,002点の近世古文書。「御用留」全36冊をはじめとし、宿内の全容が分かる資料群。「御分間御絵図御用宿方明細書上帳」、宿内の街並みを知ることができる史料「町通御水帳写」、「新御往還宿内軒別間口割改書」などがある。
唐草人物古代塗方盆	市 美術工芸品 （工芸品）	蒲原古代塗の代表的作例。
蒲原城址	市 史跡	今川氏、北条氏、武田氏といった戦国大名が割拠した城。
旧五十嵐歯科医院	国 登録有形文化財	旧東海道筋に建つ木造2階建の洋風建築。在来の町屋の間取りを残しつつ、外観と内装一部が改造された。寄棟造瓦葺で硝子窓の開口部を広くとり、その他壁面を下見板張とし、玄関及び増築された西棟正面に軒板飾を付ける。地元の大工吉田源吉の設計と伝わる。
志田家住宅主屋	国 登録有形文化財	旧東海道に北面し、短冊状の敷地に建つ町屋建築。志田家は、醸造業を営み地主を兼ねた旧家。木造2階建、切妻造、平入で、土間の戸口に大戸の痕跡、道路に面した開口部に蔀戸を残し、蒲原宿の往時のたたずまいを今に伝えている。
旧和泉屋（お休み処）	国 登録有形文化財	旧東海道に面して建つ。間口2間、奥行8間半、木造2階建て、東側に通り土間を設け、西側に3室を並べた町家の形態とする。屋根は切妻造で、2階軒を出桁造とする。元は隣家の鈴木家と一体で、かつては旅籠を営み、旧街道沿いの景観を伝える建物である。
鈴木家住宅店舗兼主屋	国 登録有形文化財	旧東海道に面して建つ。間口4間、奥行9間、木造2階建て、中央に通り土間を設け、両側に各4室並べた町家の形態とする。屋根は切妻造で、2階軒を出桁造とする。元は隣家の旧和泉屋と一体で、かつては旅籠を営み、旧街道沿いの景観を伝える建物である。
吉田家住宅主屋	国 登録有形文化財	旧東海道に面して建つ。間口3間、奥行7間半、塗屋造つし2階建、切妻造とし、東側に通り土間を設け、西側に3室を並べた町家の形態とする。正面に奥行1間の下屋を設け、腰壁を

		海鼠壁で飾る。主屋西側に増築した座敷部分も塗屋造とし、特徴のある外観を形成。
旧岩邊家住宅主屋	国 登録有形文化財	旧蒲原宿西辺にある間口六間の町家。主屋は街道に北面して建つ切妻造棧瓦葺の平屋建、軒出桁造で、正面下屋に格子を並べる。東に幅二間のタイル敷土間を通して梁組を現し、西に二列に室を並べ、西列前二室を座敷とする。近世蒲原宿の風情を伝える貴重な遺構。
旧岩邊家住宅離れ	国 登録有形文化財	敷地中央西寄りに南北棟で建つ。寄棟造棧瓦葺の平屋建、東面北寄りに玄関を構え、外壁を真壁漆喰塗とする。内部は大振りの座敷飾を備えた一五畳の主座敷と八畳の次の間を南北に並べ、庭に面する南東二面に四尺幅の縁を廻す。開放的かつ瀟洒な意匠の離れ座敷。
旧岩邊家住宅土蔵	国 登録有形文化財	離れの北側に連なって南北棟で建つ。寄棟造棧瓦葺の二階建。一階は土蔵造、外壁海鼠壁で、東面二箇所の倉庫出入口を黒漆喰塗とする。二階は下見板張で、離れとつながる座敷を設け、庭に面する東面を掃出し窓とする。独特な形式をもつ近代住宅の附属建物。
常夜燈	未 有形民俗文化財	現在蒲原宿の東木戸の位置に所在する。
馬頭観音	未 美術工芸品 (彫刻)	現在6基残されている。(寛政5年には7基あった)
出桁造りの伝統的民家	未 (建造物)	旧東海道沿いに点在する。
古代田子の浦	未 (史跡)	山部赤人の「田子の浦ゆうち出でてみれば白妙の富士の高嶺に雪は降りつつ」の歌を歌ったと伝わる土地。
狼煙場	未 (史跡)	蒲原城址本曲輪より東方約650mの山頂に位置する。標高164.1mで、現在は概ね「御殿山」の名称で知られている。
いわしの削り節	未 (無形文化財)	蒲原の特産品
さくらえびの干場	未 (文化的景観)	さくらえびを天日干しにする富士川河川敷沿いの風景

[地区内の主要文化財の分布図]



(3) 課題

- ①個別に取組は行っているが、町全体の案内をする場所がない。蒲原の町を案内する場所（観光案内所のような場所）がないため、来訪者が、どこに問合せすれば良いのかわからない。
- ②小中学校の統合により、学校が遠くなる。総合学習のテーマが変わる可能性もあり、現在の地域学習の継続が課題である。
- ③かつての暮らし（歴史的建造物に暮らす、暮らしの工夫）を伝える場がなくなっている。また、若い人、子どもが少なくなり、地域の祭りやイベントの参加者が減ってきている。
- ④空き家が増え、解体される民家もある。町並みが壊されつつある。また、蒲原城址は樹木等により、眺望がさえぎられている。
- ⑤各団体個別の活動は活発だが、相互の連携や地区全体の取組について話し合う場がない。

(4) 方針と措置（ワークショップの意見より）

- ① まちの案内・情報発信の充実
⇒措置 115、116
- ② 歴史に関する教育を継続し、地域の歴史を子供達に伝承する
⇒措置 117、118
- ③ 蒲原の魅力を体験する、楽しむ機会づくり
⇒措置 119
- ④建造物の修復と町並み保存
⇒措置 120、121、
- ⑤仕組みづくり
⇒措置 122、123、124

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体					実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期	後期
115	蒲原の町に関するデータのアーカイブをつくり、公開する	IV		新規	◎	☆	○	○				
116	QRコード等を活用して案内を充実する	IV		新規	◎	○	◎	◎				
117	統廃合後の蒲原小学校の校舎の活用→蒲原文化・歴史資料館、蒲原塗の常設展示などの検討	IV		新規	☆	◎	○	○				
118	総合学習と連携し、地域の歴史の調べ学習を行う。学校の先生にも伝える冊子等をつくる。	IV		継続	☆	☆	○	◎				

119	蒲原の魅力を体験するイベントを実施する（塩づくり、火縄銃など）	Ⅳ		新規	◎	○	○	○	→
120	地域文化財総合活用推進事業補助金等を活用して歴史的建造物の計画的な修理を行う	Ⅱ	★	新規	☆	◎	☆	◎	→
121	空き家の活用、ライトアップ等により歴史的建造物を活用及び町並みを整備する	Ⅳ	★	新規	☆	◎	☆	◎	→
122	文化財の保存・活用に取組む地域の組織づくりの検討	Ⅳ		新規	☆	○	◎	○	→
123	古民家の保存・活用をマネジメントする仕組みづくり（空き家相談プラットフォーム）	Ⅲ		継続	◎	◎		○	→
124	由比、興津と連携する仕組み作りの検討	Ⅲ		新規	◎	◎	◎	◎	→

[取組方針] Ⅰ把握・調査 Ⅱ保存・修理 Ⅲ人材育成 Ⅳ活用・情報発信

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業 点線矢印：継続事業

■蒲原地区ワークショップの実施概要

[日 時] 第1回 令和5年6月24日（土）13:30～16:00

第2回 令和5年7月29日（土）13:30～16:00

[会 場] 旧五十嵐邸

[テーマ] 第1回：子供世代に継承したい蒲原地区の文化財、現状と課題

第2回：蒲原地区での文化財保存・活用のテーマと具体的な取組

[参加者] 12名（第1回11名、第2回10名）

木屋江戸資料館館長、旧岩邊邸を楽しむ会、志田邸当主、NPO法人駿河裂織倶楽部（お休み処）、ゲストハウス経営者、蒲原地区まちづくり推進協議会、学校コーディネーター、事業者、NPO法人旧五十嵐邸を考える会



第7章

文化財の防災・防犯

- ・ 静岡市では、これまで風水害等により多くの被害を受けており、今度も自然災害の発生が懸念される。また、火災、盗難、いたずら等の人為的被害も文化財に大きな影響を与えることが考えられる。
- ・ 災害や犯罪等の予防対策を万全にするとともに、発生時や復旧時に円滑な対策ができるような体制を備える。

1 過去に静岡市域で発生した災害（主に地震・風水害）の概要

(1) 静岡市は、南海トラフ地震が発生した際に甚大な被害が発生すると考えられている。前回、類似した地震が起こったのは昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年）である。南海トラフ地震は、概ね100年～150年間隔で、津波を伴う大地震が発生しているといわれており、過去に発生した災害を年表にすることで、今後、発生する可能性がある災害の予測につながる。

災害年表 出典：『静岡県史』別編2 自然災害誌（静岡県、1996年）

和暦	西暦	出来事	参考文献
約3000年前		清水平野の沖積層に0.5mの段差が生じた地震	『長崎遺跡』I（遺構編）
2～4世紀		登呂遺跡をはじめ県内各地で弥生時代～古墳時代前期の埋没水田跡検出	
大宝2年	702	駿河・下総の2か国に大風吹く 駿河・伊豆などの5か国に飢饉がおこる。	『続日本紀』 『続日本紀』
慶雲3年	706	駿河・参河などの諸国に疫病が流行する。	『続日本紀』
宝亀10年	779	駿河国に大雨が降り、二郡の堤防が決壊し、家屋、口分田に被害が出る。	『続日本紀』『類聚国史』
延暦19	800	駿河国、富士山の噴火を報告する	『日本後紀』『日本紀略』
延暦21	802	富士山、噴火。駿河国及び相模国	『日本紀略』
承和5	840	伊豆国の神津島、噴火。遠江・駿河・伊豆など16か国、灰が降る	『続日本後紀』
斉衡3	856	駿河国、甘露の降ることを報告する	『日本文徳天皇実録』
貞観2	860	駿河国、富士山に五色雲の見えることを報告する	『日本三代実録』
貞観6	864	駿河国、富士山の西北が噴火し、溶岩が甲斐国八代郡の本栖水海を埋め、河口海に迫ったことを報告する	『日本紀略』『日本三代実録』
天慶1	938	駿河国の洪水などにより京への到着が遅延した武蔵国小野牧の馬を牽き進める	『本朝世紀』2
長保1	999	陣定において、駿河国富士山の噴火についての神祇官・陰陽寮のトを議する	『本朝世紀』
長元5	1032	富士山が噴火する	『日本紀略』
永保3	1083	富士山が噴火する	『扶桑略紀』
永長1	1096	駿河国に大地震あり、仏神の舎屋400余が流失する	『後二条師通紀』
元弘1	1331	地震あり、富士山頂が100余丈崩れる	『南方紀伝』
永享11	1439	大風により駿河国清見寺の堂舎が倒れる	『蔭涼軒日記』
明応7	1498	明応地震	『円通松堂禅師語録』『日海記』『妙法寺記』『皇代記』『後法興院記』『林口印開闢歴世記』

文亀 3	1503	駿河国に氷が降り、死者がでる	『日海記』
弘治 3	1557	今川家臣葛山氏の駿府の邸宅で火事	『言継卿記』
天正 17	1589	駿河国で大地震あり	『家忠日記』
天正 19	1591	江尻宿（清水市）本郷より出火、駅中残らず焼失	『駿国雑志』 『江尻宿本陣寺尾与右衛門家記』
慶長 3	1598	駿河国大風雨洪水、五穀損毛	『当代記』『静岡市史』近世
慶長 6	1601	駿河国、春夏すべて雨、6月19・20・22大水	『当代記』『静岡市史』近世
慶長 10	1605	駿中に地震 駿河大水	『当代記』『静岡市史』近世 『当代記』『徳川実紀』『静岡市史』近世
慶長 12	1607	駿府城に火災、建造物全焼	『徳川実紀』
慶長 13	1608	駿河国大風洪水、大雨丑刻より大風洪水	『当代記』『静岡市史古代・中世史料』
慶長 14	1609	駿河国大洪水、西国東国いずれも同じ	『当代記』
慶長 15	1610	大水、安倍川膨張	
慶長 16	1611	駿河国風雨洪水、清水被害多し	『駿河遺事』『駿国雑志』『清水町沿革誌』『大井川町史』中
慶長 17	1612	富士川・安部郡等大洪水。庵原郡蒲原六本木まで水つく	『静岡県史』自然災害史 p173
慶長 18	1613	駿河国大雨大水 駿河国安倍郡に地震、大谷崩れる	『当代記』『静岡市史』近世 『安倍郡大河内村誌』
慶長 19	1614	駿府大雨大水、諸国も同様 伊豆・駿府。桑名で強い有感地震 人宿町から出火した火は、両替町・新谷町に及ぶ。町奉行井出志摩守が消防に卓功あり。	『当代記』 『駿河記』『増訂 豆洲志稿』 『静岡市史』年表
寛永 12	1635	茶町2丁目（静岡市）から出火。火が城中に移り御殿・天守閣・櫓・多門など全焼	『駿国雑志』『徳川実紀』
寛永 14	1637	大風雨、東海道各地洪水、大風にて駿府城中の堀、民家、130軒余吹き倒される	『徳川実紀』
明暦 1	1655	当該同諸国大風雨。大雨にて駿府城内破損	『徳川実紀』『静岡市史』近世
明暦 2	1656	大雨、駿府城破損あり。	『徳川実紀』『静岡市史』近世
万治 1	1658	両日雨にて、大坂・駿河その他摂川播丹地区の公料田高潮入り、洪水にて田圃・屋舎破損あり。	『徳川実紀』
万治 3	1660	安倍川筋世左衛門新田、安倍川洪水にて荒廃	『美和郷土誌』
寛文 2	1662	東海道・関東大水、薩埵峠崩れる 大風で久能山に山崩れ、海岸に高波	『徳川実紀』『玉露叢』 『静岡県史』自然災害誌 p220
寛文 3	1663	安倍川氾濫して与左衛門新田 52石分荒廃	『美和郷土誌』
寛文 10	1670	大風雨、駿遠水害	『徳川実紀』『静岡市史』近世
延宝 1	1673	大風雨にて駿府城内に多くの破損箇所	『徳川実紀』
延宝 4	1676	清水区域で大風激浪沿岸被害	『清水町沿革史』
天和 1	1681	高潮で清水に被害あり	『静岡県地方を襲った高潮の古記録について』『清水町沿革史』

天和 2	1682	暴風による高波が沿岸を襲い、清水の本魚町の沿岸の屋敷地の2反5畝余りが欠壊し、埋没したと伝えられる	『清水町沿革誌』
天和 3	1683	茶町2丁目から出火、紺屋町・八幡小路方面まで延焼。 安倍川洪水	『静岡市史』近世 『安部郡誌』
元禄 4	1691	安西5丁目から出火、草深町まで延焼	『静岡市史』年表
元禄 6	1693	大雨、5日夜半安倍川満水で堤防が決壊し、安西4・5丁目の民家流失、弥勒町も浸水 駿府安西5丁目から出火、烈しい西北風のため茶町まで延焼、11か町が焦土と化した	『静岡市史』近世、『旧静岡市史』2 『静岡県消防沿革史』『静岡市史』近世
元禄 16	1703	元禄地震	『静岡県史』自然災害誌 P104
宝永 1	1704	安倍川出水、堤防決壊し、安西外新田から市内へ侵入	『静岡市史』近世
宝永 2	1705	内房村白鳥山崩落 安倍川及び支流各所で堤防決壊	『庵原郡誌』『芝川町誌』 『美和郷土誌』
宝永 4	1707	宝永地震 富士山宝永噴火	『静岡県史』自然災害誌 p105 『静岡県史』自然災害誌 p147, p340
宝永 7	1710	安西5丁目から出火。	『旧静岡市史』2、『静岡市史』近世・史2
正徳 2	1712	新通り1丁目から出火し、本通り6丁目まで延焼	『静岡市史』年表
正徳 3	1713	安倍川堤防が下村・福田ヶ谷村（静岡市）大岡山の上で決壊して田地流亡	『静岡市史』近世
享保 16	1731	新谷町から出火、伝馬町から横田町まで延焼する。狐ヶ崎まで飛火し、円鏡院、曲金法蔵寺も類焼	『静岡市史』年表
享保 20	1735	大雨、麻機沼満水、安倍川通り下村の宮田で堤防切れ、田畑水損	『静岡市史』近世
元文 2	1737	静岡にしばしば有感地震	「硯屋日記』『静岡市史』近世
元文 3	1738	安倍川満水、駿府城石垣一部崩れる。	「硯屋日記』『静岡市史』近世『美和郷土誌』
元文 4	1739	静岡でよほどの地震	静岡市「硯屋日記』『東海地方地震津波史料』Ⅱ
延享 1	1744	激浪、美濃輪町で全面被害多いために幕府に修繕の申立	『清水町沿革誌』
延享 2	1745	安倍川通り東側、松富・伝馬町新田・安西・弥勒・中野新田堤切れ	「長田文書』『静岡市史』近世
延享 4	1747	暴風雨大雨により巴川通石垣破損、清水湊御蔵江之通路杭棚流失	「清水湊諸事書上』『資料編近世』5 『清水町沿革誌』『清水町旧記』
宝暦 9	1759	梅屋町（静岡市）より出火、人宿町・寺町まで延焼し、59軒焼失する	『静岡市史』年表
明和 5	1768	大風雨、安倍川上流失、入島村（静岡市）百姓8人、家財・屋敷・畑流失	「小泉文書』『静岡市史』近世
安永 1	1772	由比町で大風雨高波による稲・畑・並木・潰家の被害	由比町「池田文書」
安永 2	1773	材木町（静岡市）より出火。片羽町より浅間神社に延焼。社殿残らず焼失。	『静岡市史』近世「駿府在番代々記」 『駿国雑誌』3
天明 2	1782	庵原郡、大雨洪水	『庵原郡誌』
天明 8	1788	片羽町から出火、浅間神社に延焼、草深町に及ぶ	『静岡市史』近世
寛政 12	1800	安西5丁目（静岡市）から出火、柚木町・土太夫町・茶町・呉服町・上石町などに延焼	『静岡市史編纂資料』5『静岡市史』近世

文化 1	1804	富士川氾濫、蒲原町域外堤防、長堰、新河原残らず流失 安倍川支流足久保川氾濫、松富村、籠上村・籠上新田村（静岡市）水没流失	『蒲原町史』 『美和郷土誌』
文化 4	1807	新通大工町（静岡市）から出火、伝馬町・鋳物師町まで 32 か町を焼きつくす。焼失家数 1,879 軒	『静岡市史編纂資料』5 『静岡市史』近世
文化 13	1816	大風雨・高潮遠州横須賀・駿州ほか大被害	『静岡県史』別編 2
文政 5	1822	庵原郡中宿（清水市）に大波打ち上げる	『静岡県地方を襲った高潮の古記録について』
文政 6	1823	庵原郡は大雨洪水・暴風により被害甚大	『庵原郡誌』
天保 5	1834	駿府両替町 5 丁目より出火、伝馬町・鋳物師町など 14 町 442 軒焼失	『静岡市史』近世
天保 12	1841	駿河中部に大地震	『辛丑雜記』
嘉永 7・安政 1	1854	三ヶ日・浜松・駿府・富士宮で強い地震	静岡市「大井日記」清水市「小林文書」浜松市「能光寺過去帳」富士宮市「袖日記」新居町「高須伝右衛門記録」
安政 2	1855	1 月静岡県中部で大きな地震。9 月安政東海地震の最大余震。	『静岡県中部地域の地震活動と災害』
文久 2	1862	静岡市域夕刻暴風雨、井宮水門・堤・込樋切れ、賤機村与一右衛門新田堤防決壊、安倍川水防に人足 3 日 安倍川、井宮破堤、材木町・片羽町・馬場町通など洪水 安倍川大水、井宮水門切れ、水防人足 200 人出動要請	「万留帳」『静岡市史』近世 『旧静岡市史』2 「万留帳」『静岡市史』近世
慶応 2	1866	呉服町 2 丁目（静岡市）より出火。北風より延焼、19 町 607 軒を焼く	『静岡市史』近世 『旧静岡市史』2 『静岡市史』近世資料 3
明治 1	1868	暴風雨、安部郡村々家屋倒壊多し 静岡市内出水、安倍川の堤 60 間決壊、安西 4・5 丁目大林寺まで床上浸水	『安部郡誌』『不二見村誌』『南藁科村誌』 『静岡市史』年表
明治 9	1876	静岡安西 3 丁目から出火、柚木町・土太夫町など 116 軒焼失 静岡江川町から出火、呉服町・紺屋町・伝馬町に燃え広がり 474 軒焼失	『静岡市史』3 『静岡市史』近代
明治 17	1884	通研屋町（静岡市）の丸川座より午前 4 時半出火。上魚町・茶町・屋形町・車町に延焼し、焼失家数約 280 軒。俳優など 13 人焼死	『静岡市史』近代
明治 25	1892	12.12 静岡市寺町 3 丁目妙音寺から出火、寺町 3・4 丁目・藤右衛門町・常慶町・下石町に延焼、122 軒焼失。12.14 静岡市人宿町から出火、七間町・両替町・呉服町・追手町に延焼、413 軒焼失	『静岡市史』3
大正 4	1915	8 月台風、浜松に迫る。 静岡市内出水、浸水 850 軒 県内各河川増水。安部郡千代田に水害。 9 月暴風雨、安倍川堤防決壊。暴風雨、安倍川堤防決壊、久能山・賤機山崩れる	『静岡民友新聞』 『静岡市史』年表 『静岡民友新聞』 『静岡民友新聞』
大正 6	1917	5 月北遠州を震源とする地震が起こる。 9 月台風、駿河湾から沼津へ上陸。安部郡で死者 1 人、負傷 7 人、行方不明 1 人、全壊 9 軒、半壊 61 軒、床上浸水 15 軒、床下浸水 1,730 軒、	『静岡市史』年表

		橋梁破損 30 か所。富士郡では死者 7 人、全壊 102 軒、半壊 42 軒、家屋流失 34 軒。蒲原町高波全壊 15 軒、半壊 20 軒。由比町家屋流失 39 軒。三保村（清水市）は高波、興津町（清水市）で全壊 31 軒、袖師村で全壊 15 軒。	
大正 9	1920	静岡市、台風による浪風害。久能では満潮時と重なり、海水が畑に浸水、4 Ha の被害	『静岡市史』年表
大正 12	1923	関東大震災	
昭和 5	1930	北伊豆地震	
昭和 10	1935	7 月 静岡地震（M6.4）草薙付近を震央とする直下型地震で、震源の深は 10 km。大谷・長崎付近は軟弱地盤地帯で家屋被害が大きかった。家屋の全壊率 10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田。死者 9 人、負傷者 299 人、住家全壊 237 軒、半壊 1,412 軒、清水港の岸壁・倉庫が大破した。9 月 台風の影響による豪雨。巴川溢れ、120 余軒浸水。由比倉沢で土砂崩れ	『清水市史』3
昭和 13	1938	6 月台風が 30 日に東海沖を通過。清水で巴川・波多打川など氾濫、浸水家屋 4,000～5,000 軒。さった峠の東海道線西口付近土砂崩れ。清水市内浸水約 2,700 軒。	『清水市史』3 『静岡市史』年表
昭和 15	1940	静岡大火。	
昭和 19	1944	東南海地震。	
昭和 34	1959	8 月台風 7 号が富士川河口付近に上陸。静岡市で死者 1 人、全壊 15 軒、半壊 22 軒、流失 37 軒、床上浸水 164 軒、床下浸水 428 軒、流失冠水田畑 195ha。	
昭和 41	1966	8 月台風 14 号梅ヶ島で土砂崩れ交通不能。羽鳥・松富下で民家の屋根被害。安倍川が増水して八重橋流失 9 月台風が御前崎の西に上陸。県中部を縦断して北上。梅ヶ島（静岡市）では、9 軒の旅館が山津波で流失または埋没。	『静岡市史』年表
昭和 49	1974	5 月伊豆半島地震 7 月七夕豪雨	
昭和 51	1976	8 月河津地震	
昭和 53	1978	1 月伊豆大島近海地震	
昭和 58	1983	8 月丹沢地震	
平成 21	2009	10 月台風 18 号	
平成 23	2011	9 月台風 15 号	
平成 26	2014	台風 18 号	
令和 4	2022	台風 15 号	

2.文化財の防災・防犯に関する現状

(1) 想定される災害

予想される災害として下記があげられる。以下、出典は「静岡市地域防災計画」

①台風

市内に大きな被害を与えた台風は、主に9月から10月にかけて集中している。この時期は海面水温が高く、太平洋高気圧の勢力が盛夏よりもやや衰えるので、日本付近に強い台風が接近しやすい。

本市に接近する台風は、南西から北東方向に移動する経路をとることが多い。特に渥美半島から遠州灘に上陸して本市を縦断するコースをとる場合には、大雨と暴風により大規模な被害が発生することが多い。

日本付近に寒気がある場合には、台風が北上するにつれて衰弱することが多いが、場所によっては局地的な前線を形成して大雨になることがある。

日本付近に梅雨前線や秋雨前線がある場合には、台風が離れた位置にあっても暖かく湿った気流が流れ込んで大雨になることがある。

②温帯低気圧

例年4月ころには、日本付近を通過する温帯低気圧が急速に発達する事例が多く、本市でも台風並みの暴風が吹くことがある。

例年2月から3月にかけては、本市の南岸を通過する温帯低気圧により、山間地を中心に降雪がある。

③竜巻

竜巻は季節、地域を問わず発生している。台風や寒冷前線などを要因として、大気が著しく不安定な状態にあるときは、スーパーセル型積乱雲が発生して、この直下で発生することが多い。

被害の特徴として、「激しい渦巻状の上昇気流を伴い、進路にあたる物体を巻き上げながら移動する」、「短時間で狭い範囲に被害が集中する」、「竜巻自体の移動スピードが速いと被害が大きくなる」ことがあげられる。

④水害

市内の主要河川は、治水工事や放水路の建設等により、大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

都市部では、局地的な短時間強雨により雨水が排水できずに発生する内水氾濫にも注意が必要である。

6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨に見舞われることがある。また9～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

⑤がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害

本市の土砂災害は、初夏の梅雨時期と、秋の台風シーズンに多い。また山間地では集落の孤立に直結する災害であるため注意が必要となっている。

⑥高潮、高波

駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線にわたって、台風、低気圧による高潮、高波による災害が予想される。季節的には8月から10月にかけて台風の影響による高潮、高波が発生することがあり、11月下旬から3月にかけて海上を吹走する西風のため、高波が発生することがある。

⑦地震、津波

駿河湾から遠州灘にかけての海域に海洋プレート（フィリピン海プレート）と大陸プレート（ユーラシアプレート）の境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。その発生の切迫性が指摘されている東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、160年以上の間大地震が発生しておらず、地震活動の空白域を構成している。

一方で、今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差をもって発生する可能性も考えられる。

内陸では、糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、本市周辺には富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層等の活断層があり、また内陸直下型として、昭

和 10 年(1935)の静岡強震 (M6.4) による被害も発生しており、静岡県中部を震源として発生する地震へも注意を払う必要がある。

近年に大被害を発生させた地震としては、昭和 19 年(1944)の東南海地震 (M7.9) がある。最近では、平成 21 年(2009)8 月に駿河湾を震源とする M6.5 の地震が発生し、市内各区において震度 5 強の揺れを観測、平成 23 年(2011)3 月には東北地方太平洋沖地震(M9.0)や静岡県東部を震源とする地震(M6.4)が発生し市内各所において震度 4 の揺れを観測した。

津波については、本市の駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線で浸水被害が想定されている。静岡県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 6 月に第 4 次地震被害想定第一次報告を発表した。この報告では、レベル 1 の地震・津波 (発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波) と、レベル 2 の地震・津波 (発生頻度は低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波) に分けて想定を行っている。レベル 1 の津波では市内の最大波高は 8m、レベル 2 の津波では市内の最大波高は 12m である。

本市に影響を及ぼす地震として、駿河トラフ、南海トラフ沿いを震源域とする地震が第一に挙げられる。これに加えて、神奈川県西部を震源域とする地震や国内で発生した地震をはじめ、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

⑧ 火山噴火による降灰

富士山は、1707 年の噴火後、300 年以上噴火活動は見られないが、平成 12 年 10 月から平成 13 年 5 月にかけて、深部低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識されたため、富士山火山防災対策協議会等により、富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。

令和 3 年 3 月に富士山火山防災対策協議会が公表した富士山ハザードマップ (改定版) により、溶岩流等の噴火現象による影響想定範囲が見直され、本市の一部地域が火山災害警戒区域 (第 6 次避難対象エリア) に加わった。

⑨複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフの巨大地震など、大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707）10月28日に宝永地震(M8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

⑩大規模火災

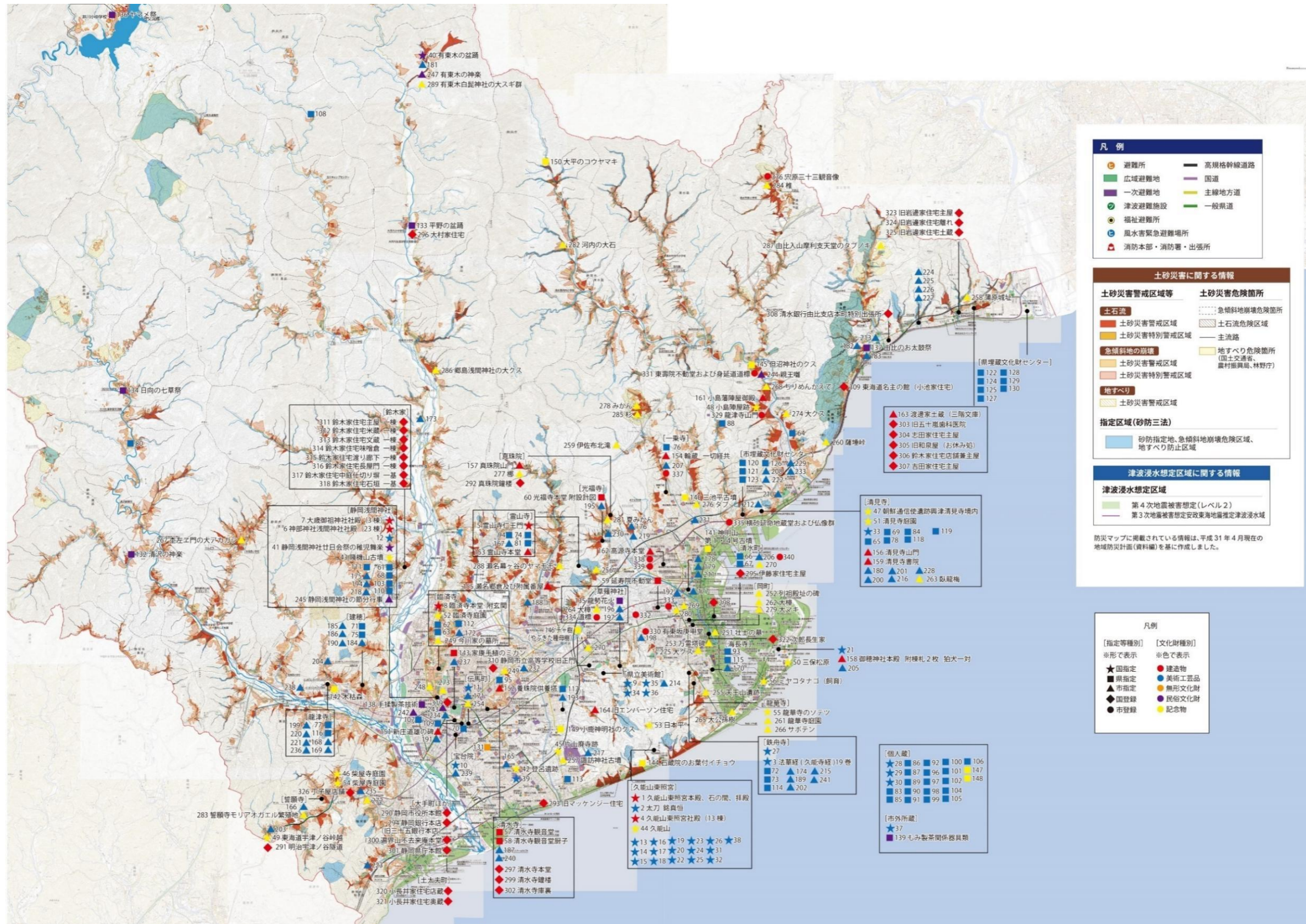
本市の市街地には、木造家屋が密集しており、火災が発生すると短期間に広い範囲へ延焼する恐れがある。特に冬季は季節風による乾燥した西風が卓越するため、この時期の火災は注意が必要である。

⑪盗難等人的被害

全国各地で、無人の寺社を中心として仏像等の美術工芸品の盗難が多発しているほか、いたずら等で文化財を汚損する被害が相次いでいる。発災時には、所有不明となる可能性も想定される。

(2) 文化財の置かれている状況

① ハザードマップ重ね合わせ



②近年の主な自然災害等（文化財への影響）

近年、静岡市域で発生した災害の内、最も甚大な被害を及ぼしたものは、昭和49年（1974）7月7日から8日かけて発生した台風8号、停滞前線による七夕豪雨である。七夕豪雨は、7日夜から8日明け方にかけて、7時間の降雨量が444mmを記録した大雨である。この大雨によって静岡市内では、重要文化財建造物である静岡浅間神社の裏山が崩落した。また、葵区大岩町にある臨濟寺では、山間部が崩落し、土砂が名勝庭園内に流入する被害が発生している。

直近では、令和4年（2022）9月23日から24日かけて発生した台風第15号による文化財被害が最も甚大であった。背後を山間部に囲まれた名勝臨濟寺庭園や名勝清見寺庭園では、土砂が庭園内に流入したことで、文化的価値の高い景観に影響を及ぼした。法面の崩落は、史跡小島陣屋跡や三池平古墳でも確認されている。



臨濟寺庭園土砂流出の様子

③文化財の盗難・破壊・紛失

近年、盗難・破壊・紛失の危険性が高いものは、彫刻等をはじめとした美術工芸品である。静岡市内では、国指定重要文化財建造物である霊山寺仁王門が落書き被害にあったほか、建造物の一部破壊や美術工芸品の紛失被害等が相次いでいる。特に文化財の紛失は、所有者の逝去や転居、相続に伴い、所在不明となるケースが増えている。

(3) 現在の取組

①文化財防火デー ※以下市 HP より

昭和 24 年 1 月 26 日に法隆寺金堂壁画が焼失したことから、1 月 26 日を文化財防火デーと定め、毎年この日を中心に、文化財を火災や地震等の災害から守ることを目的とした文化財防火運動を展開し、国民の文化財愛護に関する意識の高揚を図っている。

・防災訓練の実施

文化財所有者、消防機関、近隣住民及び関係機関と協力し、通報、消火、避難誘導及び重要物品等の搬出などの総合的な訓練を実施。



重要文化財臨濟寺本堂放水の様子

・広報活動

文化財の防火と防災に関する各種広報活動の実施

・文化財指定の建造物に対しての立ち入り検査

立入検査を実施して、火気の使用状況や消防設備の維持管理と設置状況の確認をし、適切な防火指導をしています。

②静岡市文化財サポーターの取組

静岡市文化財サポーターは、現在 183 名が登録している。サポーターの講座のなかでは、「文化財と災害」について考える機会を設けており、発災時にサポーターができることを学ぶ機会にしている。

③建築士会の取組

静岡県では、静岡県文化財建造物監理士の人材を養成する講習会を実施している。発災時は、県の監理士に要請し、被災した歴史的建造物の危険度判定や応急措置をお願いする。

④静岡県文化財救済支援員

静岡県では、災害発生時に、県・市町と「静岡県文化財等救済支援員」が協力の下、文化財等の救済を行う。支援員は、災害発生時の被害情報の収集と、主に県からの依頼による応急措置の業務に携わる。

⑤発災時における静岡市職員の動向

静岡市職員は、発災時、災害対策基本法、静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の規定に基づき、静岡市災害対策本部の区本部及び地区支部の組織及び運営に配

置される。地区支部は、地区において設置されるものであり、災害の応急対応に努める。文化財については、区本部に設置される文化財班において、その被害状況等の把握に努める。

⑥災害への備えの充実

防災・防犯について、所有者や関係する住民などに対して積極的な情報発信や防災訓練の実施などを行い、周知・啓発に努める。

3. 前提となる関連計画

- ・文化庁ガイドライン等
- ・国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン
- ・国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火地策ガイドライン
- ・防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策
- ・重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（改訂版）
- ・静岡県文化財保存活用大綱
- ・静岡県文化財防災マニュアル
- ・静岡市地域防災計画

4. 文化財の防災・防犯の課題と方針

（1）課題

- ① 現在、現状把握ができていない文化財が多く、発災時に被害の有無を把握することが困難な状態にある。
- ① 耐震性などが調査できていない文化財がある。
- ② 防災・防犯設備の設置や見回り等が十分に講じられておらず、十分な対策ができていない。
- ③ 地域住民等の減少・高齢化により、管理が十分に行き届いておらず、火災や盗難、毀損等の恐れがある。
- ④ 災害時における文化財所有者及び関係機関等との連絡体制の構築が不十分となっている。
- ⑥ 防火・防犯対策として日常的に見回りや点検ができる人材が不足している。

（2）方針

- ① 文化財の現状及び管理の状況を把握する体制を整える ⇒措置116

- ② 耐震性等の調査や防火設備・警報設備の整備の必要性を発信する ⇒措置 117
- ③ 設備の定期点検や見回りの徹底など災害リスクを最小限に抑える取組を検討していく。
⇒措置 118、措置 119
- ④ 地域ごとに、住民などが日常的に見回り・点検するなど、所有者による防犯対策を支援する体制づくりを検討する。 ⇒措置 120、121
- ⑤ 平時から発災時における所有者、関係機関との連絡体制を構築する。⇒措置 122～124
- ⑥ 市民が文化財を身近に感じるための仕組みづくりを行う。 ⇒措置 125

(3) 措置

No.	事業名	取組方針	重点事業	継続・新規	取組主体				実施時期		
					市民等	管理者	所有者	専門機関	行政	前期	中期
116	定期的な文化財パトロール実施等による現状把握【再掲】	Ⅱ		新規	◎	○	○	○		点線矢印	実線矢印
117	HP等を利用した耐震診断・防災設備等の更新の必要性の周知	Ⅳ		新規		◎	○	◎		点線矢印	実線矢印
118	文化財防災マニュアル作成の検討【再掲】	Ⅱ		新規	◎	○	○	◎		実線矢印	実線矢印
119	ハザードマップに照らした指定等文化財情報の共有【再掲】	Ⅱ		新規	☆	◎	○	◎		実線矢印	実線矢印
120	文化財防火デーにおける訓練の実施【再掲】	Ⅱ		継続	☆	◎	○	◎		点線矢印	実線矢印
121	文化財サポーターの育成と活用【再掲】	Ⅲ	★	継続	◎	○	○	○		点線矢印	実線矢印
122	名簿の作成等、災害に備えた連絡体制の確立【再掲】	Ⅱ		継続	☆	◎	○	◎		点線矢印	実線矢印
123	消防局との文化財所在情報の共有【再掲】	Ⅱ		新規	☆	○	○	◎		実線矢印	実線矢印
124	史料ネットや県文化財レスキュー、防災関係団体との連携構築【再掲】	Ⅱ		新規	☆	○	○	◎		実線矢印	実線矢印
125	市民が文化財に親しむための周知のガイドマップの作成【再掲】	Ⅲ	★	新規	◎	◎	◎	◎		実線矢印	実線矢印

[取組方針] Ⅰ把握・調査、Ⅱ保存・修理 Ⅲ人材育成 Ⅳ活用・情報発信

[実施時期] 短期：R7-8年度 中期：R9-10年度 長期：R11-12年度

[取組主体] ◎中心的役割 ○協働 ☆連携・協力

[実施時期] 実線矢印：新規事業 点線矢印：継続事業

第8章

文化財の保存・活用の推進体制

- ・文化財を持続的に継承していくために、所有者、行政だけでなく、市民、専門機関など多様な主体が連携、協働して取り組んでいく。
- ・担い手となるそれぞれの主体の役割は下記にとおりであり、本章では、連携・協力体制を示す。

[行政]

文化財保存・活用体制及び仕組みづくりを進める。計画的な調査研究を行い、指定や整備を行うとともに、普及啓発や情報発信、取組への支援を行う。

[所有者]

文化財の確実な保存を行うとともに、可能な範囲で公開等により、地域住民等が文化財への理解を深める活動を促進する。

[市民]

保存・活用の取組への参加、協力等を通じて、担い手となる。市民団体等は文化財を地域社会で活かし、民間団体・企業はそれぞれの分野から取組を支援する。

[専門機関]

専門的知見により、文化財の掘り起こしや価値付け、行政等への指導・助言を行うとともに、成果を地域へ還元し、保存・活用の取組へとつなげる。

1. 静岡市の体制

本計画を推進するにあたり、行政（静岡市及び関係機関）、市民（地域住民、各種団体）、所有者・管理者、専門機関による以下の体制を構築する。

保存・活用の推進体制（令和6年4月現在）

行政
静岡市の文化財
観光交流文化局文化財課 業務内容：（1）文化財の調査、保全及び活用に関すること。 （2）市の歴史に関すること。 （3）文化財保護審議会に関すること。 （4）埋蔵文化財センターに関すること。 （5）世界文化遺産構成資産である三保松原の保全活用の推進に関すること。 （6）三保松原保全活用計画推進専門委員会に関すること。 （7）三保松原文化創造センターに関すること。 （8）松くい虫が運ぶ線虫類による被害の対策に関すること（三保松原に関するものに限る。） （9）市有林の維持管理に関すること（三保松原に関するものに限る。） （10）特別史跡登呂遺跡の活用及び関連施設の総合調整に関すること。 （11）登呂博物館に関すること。 （12）登呂博物館協議会に関すること。 （13）史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に関すること。
観光流文化局歴史文化課 業務内容：（1）市に存する徳川家康等に係る事跡その他市が有する歴史文化資源の発信に関すること。 （2）歴史博物館に関すること。 （3）歴史博物館収集資料審議委員会に関すること。 （4）駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室の管理に関すること。 （5）駿府城跡天守台の遺構の公開に関すること。

関係課

危機管理局 危機管理課

総務局 市長公室 広報課

総合政策局 企画課

市民局 生涯学習推進課

葵区役所 葵区地域総務課

駿河区役所 駿河区地域総務課

清水区役所 清水区地域総務課

観光交流文化局 観光政策課

観光交流文化局 歴史文化課

観光交流文化局 文化振興課

観光交流文化局 まちは劇場推進課

観光交流文化局 スポーツ振興課

環境局 GX推進課

環境局 環境共生課

経済局 商工部 産業振興課

経済局 商工部 商業労政課

経済局 海洋文化都市推進部 清水みなと推進課

経済局 農林水産部 中山間地振興課

都市局 都市計画部 都市計画課

都市局 都市計画部 景観まちづくり課

都市局 都市計画部 緑地政策課

都市局 都市計画部 公園建設管理課

建設局 道路部 道路計画課

消防局 消防部 予防課

教育委員会 学校教育課

議会事務局 調査法制課

国や県、市外の関係機関・施設
文化庁
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター
文化財庭園保存技術協議会
静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課
史料ネット

市 民	
行政以外の主な関係機関、民間企業	
静岡市文化振興財団	
商工会議所	
するが企画観光局	
創造舎	
スルガノホールディングス	
住民組織	
静岡市自治会連合会	

ふじのくに文化財保存・活用推進団体

静岡県が、文化財の保存・活用に取り組む団体について、住民の意識を広め、意欲ややりがいを高めることを目的に「ふじのくに文化財保存・活用推進団体」として認定されている団体が市内には8団体あり、それぞれ別表の取組を行っている。

団体名	所在地	設立	主な活動実績等
大内靈山寺仁王門保存顕彰会	清水区大内	S25.3	・靈山寺仁王門周辺の環境整備（境内、駐車場、参道等の樹木の枝打ち、草刈り、草花等の植樹） ・仁王門、本堂の見回り、管理、清掃（毎週）
小島町文化財を守る会	清水区小島町	H12.4	・小島陣屋跡、小島藩主書院の維持管理、清掃 ・地域の文化財調査や保護活動 ・「小島町文化財を守る会」の会員を募集（小島地区 世帯向け配布）
お太鼓祭保存会	清水区由比町	H10.5	・後継者育成及び伝承者技術熟練のためお太鼓祭り本番前の集中練習 ・写真コンテストの開催(R2.3)

			・お太鼓祭り演奏体験講座の開催(RI.10 静岡市文化財特別公開事業と連携)
公益社団法人 静岡県建築士会 静岡県ヘリテージセンター SHEC	葵区昭和町	H25.7	建築士としての専門性を活かした活動を行い、多くの活動実績あり ・歴史的建造物の保全・活用に関する住民・行政等とのネットワーク構築 (例：RI.「地域文化財専門家・サポーター」育成研修)
瀬名郷倉保存会	葵区瀬名	H8.7	・瀬名郷倉及び付属番屋の公開・活用事業 ・パンフレット作成・地域住民に向けたイベント開催 (例：R2「にしな歴史探訪」(外部講師を招聘し、郷倉の特性や当時の暮らし等の学習講座を開催))
建穂自治会 建穂神社・観音堂 評議委員会	市葵区建穂	H23.5	・建穂寺仏像修理事業(クラウドファンディングによる資金調達) ・広報用パンフレット作成、講演会、見学者案内、観音堂跡地への道普請、研修旅行等 ・静岡市文化財特別公開事業と連携し、一般公開を実施
特定非営利活動法人 くらしまち継承機構	葵区水落町	H25.6	・「依田家住宅」の共同落札(建物の保存・活用の取組) ・清水次郎長生家保存活用プロジェクト ・歴史的建造物保存相談対応(RI.空き屋民家活用相談「由比ふれあい民家カフェ」開催「上清水の家」見学会&活用検討ワークショップ)
特定非営利活動法人 旧五十嵐邸を考える会	清水区蒲原	H18.8	・旧五十嵐歯科医院(国登録有形)のガイド ・「昔の暮らし体験(餅つき・輪飾りづくり等)」事業 ・小中学生対象の「蒲原宿子ども案内人養成講座」 ・登録有形文化財を活用する団体とのネットワーク事業
草薙神社龍勢保存会	清水区草薙	S58.4	・草薙神社龍勢花火(県指定)の製作・打ち上げ ・近隣小中学校への「龍勢花火」の伝承指導 ・木遣り道中の実施 ・他の伝統花火保存会との交流

※内容は静岡県 HP より

その他の主な団体

団体名	所在地	設立	主な活動実績等
-----	-----	----	---------

駿府ウェイブ	葵区常磐町	H10.7	・観光ボランティアガイド ・静岡浅間神社、久能山東照宮、静岡市歴史博物館、駿府城跡、丸子宿を中心に静岡市の歴史、文化、自然等のガイド活動を実施している。
SVG（清水区観光ボランティアの会）	清水区港町	H28.1	・清水の文化・歴史の素晴らしさを国内外に発信し、清水の観光発展に結び付けるように、多くの人を楽しみ、人生をクリエイティブできるボランティアガイドの会を目指して活動している。
徳川みらい学会	葵区黒金町	H27.7	・徳川氏に関わる研究で、日本を代表する学識経験者を講師とした講演会の開催する。 ・講演会やミーティング、ツアーなどを実施している。
聖一国師顕彰会	葵区黒金町	H28.11	・葵区栃沢生まれの聖一国師が開祖である京都・東福寺へのツアー開催やお茶ブース出展、また、毎年7月に福岡市で開催される博多祇園山笠のクライマックス「追い山笠」で散水する“勢い水”を奉納するため、生家庭園での「水汲みの議」と、博多・承天寺への水の奉納を行っている。
清水郷土史研究会	清水区	H2	郷土清水の歴史に関する諸分野における各自の探求と研究を深め、楽しく学び文化の発展に寄与することを目的とする。具体的には、古文書、宿場、古城、石仏、地名由来、清水港廻船問屋研究の部会に分かれて活動中。会誌年1冊、会報年3部発行。
駿河古文書会	葵区大岩本町（静岡市立中央図書館内）	S44	近世の古文書を解読し、研究する。月2回の定例学習会を行っている。
静岡二峠六宿街道観光協議会	葵区安東	H20	静岡市を東西に貫く東海道にある2つの峠と6つの宿場を中心に、学びながら楽しく歩く仕組み作りに取り組んでいる。

所有者・管理者

文化財の所有者・管理者等

市内の文化財所有者

専門機関

文化財保護審議会

審議事項：静岡市教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に答申する。

委員：篠原和大（静岡大学教授）、大石泰史（大石プランニング主宰）、貴田潔（静岡大学准教授）、樋口雄彦（国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学教授）、久保田裕道（東京文化財研究所 無形文化遺産部 無形民俗文化財研究室長）、浅湫毅（追手門学院大学教授）、松島仁（静岡県富士山世界遺産センター教授）、新妻淳子（静岡文化芸術大学准教授）、尼崎博正（京都造形芸術大学名誉教授）、瀧川雄一（静岡大学名誉教授）

※令和6年7月現在

大学・研究機関等

静岡大学

常葉大学

静岡県立大学

静岡文化芸術大学 等

2. 推進体制

多種多様な静岡市の文化財の保存・活用を推進していくにあたっては、前項に示す各体制がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠である。以下に示す各主体の役割分担のもと、推進体制の充実を図る。

（1）行政

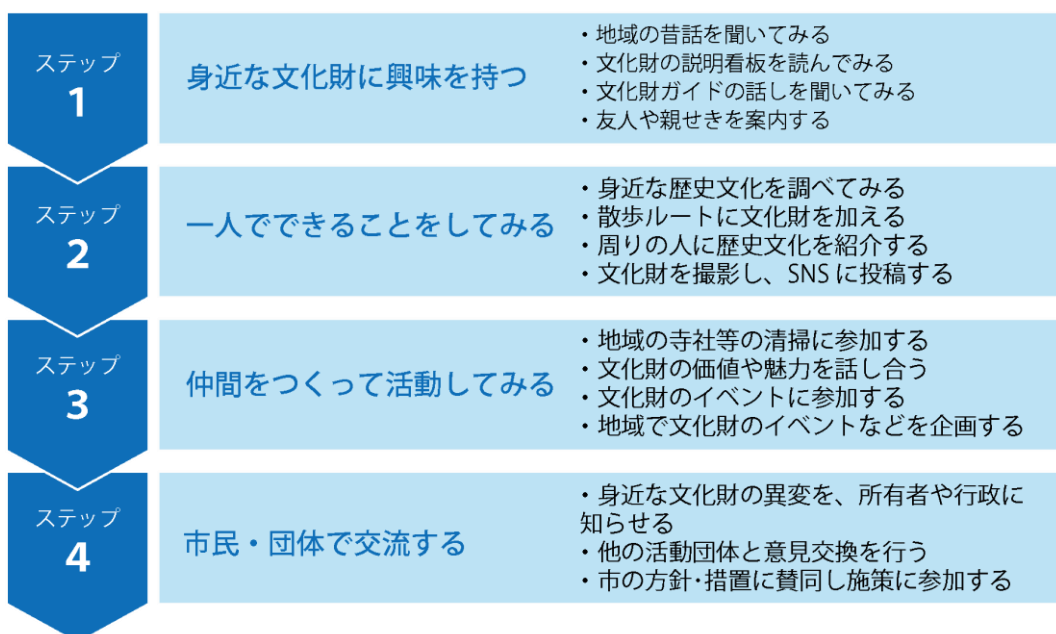
- ・行政は、文化財の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを進め、政策としての制度設計及び必要な財源措置を講じる。
- ・専門家の助言・指導等のもと文化財の計画的な調査研究を行うとともに、必要に応じて、保存のための指定等の対応及び修理、活用のための整備、歴史文化を活かすまちづくりに取り組む。
- ・所有者や地域が歴史文化に対する認識を深めていけるよう、普及啓発を行うとともに、それぞれが保存活用の担い手となるべく適切な情報発信及び支援を行う。
- ・静岡市役所で中心的な役割を担うのは観光交流文化局文化財課である。庁内の関係課との連携を深め、また、関連する情報の共有を積極的に行うことで、全庁的な推進体制を構築する。

- ・静岡市に加えて、国（文化庁）、静岡県、市内の施設などとも本計画で示す文化財の保存・活用に関する方針を共有し、必要な協力を得るなど、行政間における連携の強化を図る。

（２）市民等

- ・市民は、文化財に日常的に触れ合う機会を有しており、文化財による様々な学びや体験、交流を通して、地域への理解と愛着を育み、静岡市ならではの豊かな暮らしを実現することができる。
- ・文化財を、先人から受け継がれてきた地域で共有する財産として、更なる磨きをかけて、次の世代に伝えていく。保存・活用の担い手となることが期待される。
- ・市民それぞれが、身近な文化財に興味・関心を持ち、仲間をつくって活動を行うなど、保存・活用の取組を進めていく。
- ・ボランティア等の市民団体は、多様な活動を通して、文化財の保存を支え、また、それぞれの文化財の状況に応じて、公開や情報発信等の活用の取組を進め、文化財を地域で活かしていく。
- ・また、民間団体・企業は、それぞれの分野から、それぞれの文化財の保存・活用の取組を支援するとともに、市内のネットワークづくりを進め、市民や民間団体等と協働で取組む。

※P127 再掲



(3) 所有者・管理者

- ・所有者や管理者は、防災・防犯にも努め、文化財の確実な保存を行うとともに、可能な範囲で公開等による活用を行う。また、現状や直面している課題等について、行政等に対して積極的に情報提供を行う。
- ・積極的に文化財等を公開することで、地域住民等が文化財の価値に対する理解を深める活動の促進を図る。
- ・公開等にあたっては、地域の団体や民間事業者等との連携を図り、効果的に取り組む。
- ・取り組みにあたってはボランティアや支援制度を積極的に活用し、多様な主体と協働して取り組む。

(4) 専門機関

- ・専門家は、行政等と連携して文化財の調査研究を行い、専門的知見により、歴史文化遺産の掘り起こしや価値付け等を行う。
- ・行政や地域、所有者・管理者が大学等の研究機関を受け入れ、静岡市の文化財を調査研究活動に役立てる。調査研究を通して、文化財の価値を究明し、あわせて、成果を地域へ還元して、保存・活用の取組の支援へとつなげる。
- ・静岡市に関わる各分野の専門家は、行政に対して、指導・助言を行う。

